指定要件	審	查
(規程第3条第 1項の号)	審査基準	適用添付書類等 (規程第3条第2項の号)
責任技術者が1 人以上選任していること。(第1 号)	所属する責任技術者名簿及 び責任技術者証の写し並びに 選任する責任技術者の雇用関 係を証する書類を提出するこ と。	責任技術者名簿(第6号〔様式第5号〕)
工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。(第2号)	1 別表第2に掲げる設備器 おを第一人の第二者を り、敷地周辺い構造を ないること。 2 配管材料のの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	営業所の平面図及び写真並 びに付近見取図 (第4号 〔様式第3号〕)及び機械器 具調書 (第5号 〔様式第4 号〕)
山口県内に営業 所があること。 (第3号)	営業所の所在地が確認できること。	法人の場合は、商業登記簿 謄本、個人の場合は、住民 票記載事項証明書(第1号 及び第2号)
	営業所の所在地の市町村税 の滞納がないことを証する書 類を提出すること。	
欠格事項に該当 しないこと。(第 5号)	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。(個人事業主のみ)	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類(第1号)
	責任技術者としての登録を 取り消された日から2年を経 過していないものでないこ	誓約書 (第 3 号 [様式第 2 号])

と。

指定工事店の指定を取り消された日から2年を経過していないものでないこと。

業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるものでないこと。

工事業者(法人の場合は代表者)が、精神の機能の障害により排水設備工事の必要を適正に営むに当たって必要を認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないると。